

## 監事監査報告書

令和3年5月29日

社会福祉法人 奈良県手をつなぐ育成会  
理事長 山岡 亨 殿

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容


各監事は、理事及び職位等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1)理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2)事業報告に記載されている理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保する為に必要なものとして、社会福祉法施行規則第2条の16各号に掲げている体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算関係書類並びに財産目録について検討しました。

### 2. 監査の結果

令和2年度の社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、概ね(確認が出来た範囲では)「適正である」と認めます。

以上  
監事: 奥田 芳久 

監事: 新井 健嗣 

令和3年5月29日

奈良県知事  
荒井正吾 殿

監事

奥田 芳久

監事

新井 律嗣

我々は、社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況について監査を行いました。

この監査にあたっては、関連する法令等に従い、監事監査リストに基づいた監査手続を実施いたしました。

監査の結果、我々監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業の執行状況を正しく示し、適正であると認めます。
- (2) 決算報告書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業における資産、負債及び収支の状況を正しく示し、適正であると認めます。
- (3) 決算附属明細書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の決算内容の詳細を正しく示し、適正であると認めます。
- (4) 財産目録は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の財産を正しく示し、適正であると認めます。

以上

◇監事監査リスト

監査実施日：

令和3年5月29日

監査実施者：

奥田 芳人 印

監査実施者：

森井 健爾 印

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
I 他の監査 との連携	1 行政監査等において、口頭または文書で指摘事項があった場合、改善されているか。		✓	
	2 公認会計士または監査法人に依頼し、自主監査を実施している場合、自主監査報告書を入力し、指摘事項の有無を確認したか。		✓	
II 法人運営 -1 定款	1 定款準則に準拠しているか。 定款変更は理事会審議、原の承認など所定の手続きを経て行われているか。	✓		
	2 役員定数は事業規模等の実績に即したもので、欠員が生じていないか。また、役員名簿が整備されているか。	✓		
II 役員 -2 役員	3 役員の選任手続きが、定款の定めに従って行われているか。 また、就任承諾書等選任関係書類が整備されているか。	✓		
	4 役員の任期は明確か。 また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間であるか。	✓		
	5 欠格事由を有する者等が役員に選任されていないか。	✓		
	6 各理事・各評議員について親族等の特殊の関係のある者が、定款に定める数を超えて選任されていないか。	✓		
	7 社会福祉事業についての学識経験者、または、地域の福祉関係者が選任されているか。	✓		
	8 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上選任されているか。ただし評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設職員が1/3を超えていないか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
II 法人運営 -2 役員	9 当該法人に係る社会福祉施設の整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の1/3を超えていないか。	✓		
	10 監事に他の役員と親族その他の特殊の関係がある者が選任されていないか。 また、監事が理事、評議員、職員等と兼務していないか。	✓		
II 理事会等 -3 理事会等	1 理事会招集に関し、開催時期及び回数が適切か。 開催通知、議案を確認する。	✓		
	2 理事会が定足数を満たして有効に成立しているか。 理事会議事録を閲覧する。	✓		
	3 要決議事項について審議され、議決要件を満たして議決が行われているか。 また、評議員会が設置されている場合は、重要事項について評議員会の意見を聴いているか。	✓		
	4 理事会において定められた日常業務として、理事長が専決した事項については、理事会に報告されているか。	✓		
	5 理事会・評議員会において、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	✓		
	6 理事会等の議事録は、正確に記録され、保存されているか。 当日の理事会・評議員会資料が添付されているか。	✓		
	7 当該法人が、県または市町村が福祉サービスを提供する者について措置をとる社会福祉事業、保育所を営む事業、または介護保険事業のみを行う法人でない場合は、評議員会が設置されているか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
IV -2 収益事業	1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。		✓	
	2 収益が社会福祉事業の経営または公益事業に充てられているか。		✓	
	3 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。		✓	
V -1 人事管理	1 社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。	✓		
	2 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。	✓		
	3 職員処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われているか。	✓		
	4 職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられているか。	✓		
	5 多数の職員が退職するなど、労務管理に問題ないか。	✓		
V -2 資産管理	1 定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿謄本は一致しているか。 財産目録 資産は基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産に区分し、負債は流動負債、固定負債、引当金に区分して記載される。	✓		
	2 基本財産が処分または担保提供されている場合は、理事会の決議および所轄庁の承認を得て処分、貸与又は担保に供しているか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
II -3 法人運営 理事会等	8 評議員の定数及び役員は、理事の2倍を超えているか。 また、当該法人に係る社会福祉施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の1/3を超えていないか。	✓		
III -1 契約 事務処理	1 契約が経理規程準則に定められた方法によって行われているか。 当事業年度に新たに結んだ契約に関する書類を閲覧し、経理規程で確認する。	✓		
	2 入札には、複数の理事、監事あるいは、評議員が立ち会っているか。 入札記録で確認する。	✓		
III -2 法人登記	1 登記している事項が、実態（定款）と一致しているか。	✓		
	2 組合等登記令第2条に定める項目について、適正に登記しているか。 登記項目 目的及び業務、名称、事務所 の所在地、存立時期等、代表 権を有する者の住所・氏名 (故運後2週間以内)、資産 総額（毎会計年度終了後2ヶ月以内）	✓		
III -3 各種規程	1 必要最低限の諸規程が整備されているか。 諸規程 定款、経理規程、就業規則、給与規程、消防計画 この他旅費規程、育児・介護 休業規程、決裁等の職務権限	✓		
IV -1 事業	1 定款に記載されていない事業を行っていないか。 また、概ね事業の執行状況が適正に報告されているか。 事業報告書を閲覧する。	✓		
	2 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されているか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
V -2 資産管理	3 財産目録に記載されている不動産は、すべて所有権についての登記がなされているか。 不動産登記簿謄本で確認する他から借用している不動産については、賃借権または地上権が設定されているか。 国又は地方公共団体の場合は、使用許可等受けているか。	✓		
	4 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないか。	✓		
VI -1 会計管理	1 予算は定款の定めに従い適正に編成されているか。	✓		
	2 予算の執行状況は適正か。予算執行に変更を加えるときはあらかじめ理事会の同意が得られているか。 補正予算が編成されているか。	✓		
VI -2 会計処理	1 会計責任者が置かれているか。辞令等により買務を明らかにしているか。	✓		
	2 出納職員を会計責任者と別に任命し、内部牽制体制が確立されているか。	✓		
	3 現金、小切手の保管について、保管責任が明確にされているか。	✓		
VI -3 財務諸表	1 会計帳簿が整備され、仕訳伝票や領収書等の証拠書類が適正に保存されているか。 会計帳簿等 現金出納帳、仕訳伝票、総勘定元帳（又は勘定票）、資産等各種台帳（補助簿）や明細書、決算諸表、この他に月次試算表など	✓		
	2 決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われているか。	✓		

監査項目	監査事項	監査結果		内容
		はい	いいえ	
VI -3 財務諸表	3 財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書並びに決算附属明細書が整備され保存されているか。 このうち、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書は、決算後3ヶ月以内に法人現況報告書に添付し、異知事あて提出しているか。	✓		
VI -4 決算	1 預金と貸高証明書又は通帳とは一致しているか。	✓		
	2 貸借対照表における土地・建物・固定資産物品について、適正に計上されているか。 また、減価償却資産は適正に減価償却されているか。	✓		
	3 基本金や国庫補助金等特別積立金など、純資産の計上は適切か。	✓		
	4 償還計画に基づいた借入金の返済が行われているか。	✓		
	5-1 措置費支弁対象施設等（軽費老人ホーム含む）の運営費の弾力運用については、本部経理区分への繰入金については繰入条件を満たしているか。また、限度額以内か。 繰入条件 1. 適正な法人運営 2. 適正な施設運営 3. 財務諸表の公開 4. 第三者評価の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表	✓		
	※欄に繰入条件の詳細リストがあります。			
	限度額 民間施設給与等改善費加算相当額と運用収入の合計額ただし、繰入条件の4のみ満たさない場合は、民間施設給与等改善費管理費加算相当額及び事務費収入決算額の運用収入の合計額 積立金の目的外使用については、要件を満たしているか。 前期末未支払資金残高の取崩しについては、要件を満たしているか。			

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
VI 会計管理 -4 決算	<p>5-2 保育所の運営費の弾力運用については、繰入条件を満たしているか。また、限度額以内か。</p> <p>繰入条件①</p> <p>1. 新会計基準による会計処理</p> <p>2. 第299号通知の1の(2)に定める要件が全て遵守</p> <p>3. 特別保育事業等の実施</p> <p>限度額①</p> <p>民間施設給与等改善費加算相当額の範囲内</p> <p>繰入条件②</p> <p>1. ①の要件が全て遵守</p> <p>2. 財務諸表の閲覧</p> <p>3. 毎年度、次の何れかの実施</p> <p>7. 第三者評価の受審・公表</p> <p>4. 苦情解決の仕組みの周知</p> <p>第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的公表、利用者保護</p> <p>限度額②</p> <p>7. 民間施設給与等改善費加算相当額の範囲内</p> <p>4. 運営費の3ヶ月分相当額の範囲内</p> <p>7. 4をあわせて運営費の3か月分相当額を上限とする。</p> <p>種立金の目的外使用については、要件を満たしているか。</p>			
	6 補助金収入はすべて適正に計上されているか。	✓		
	7 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在するか。 出勤簿、源泉所得税と社会保険料の納付状況を確認する。	✓		
	8 寄付金について、取引業者、元入所者及びその家族、職員など関係者からの寄付は妥当であるか。 寄付金台帳等を閲覧する。	✓		
	9 運営施設における各種積立金について、使用計画は作成されているか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ	
	10 前期末支払資金残高を取り崩して使用している場合、事前に理事会の承認を得ているか。 第三者評価の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表が行われていない場合は、事前に理事会と協議を行っているか。(保育所除く。) 保育所においては、299号通知の1(5)の要件を全て満たしていない場合は、事前に県知事の承認を得ているか。 ただし、自然災害等やむを得ない場合や施設会計収入予算額の3%以下の場合はこの限りでない。		✓	
VII その他	1 社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、別会計で経理されているか。同時に適正に管理されているか。	✓		
	2 社会福祉施設、設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられるとともに、その実施体制が確立されているか。	✓		
	3 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	✓		
	4 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表しているか。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ/該当なし	
Ⅷ Ⅵ-4決算5-1 措置費支弁対 象施設等(軽 費老人ホーム 含む)弾力運 用繰入条件詳 細	1-1 役員 の選任及びその配 置、理事 会や評議委員 会の開催等、組 織運営が適正 になされている か。	✓		
	1-2 社会福祉 事業等が適正 に行われてい るか。	✓		
	1-3 人事管理、 資産管理及び 会計管理等が 適正に行われ ているか。	✓		
	2-1 入所者の 意向や希望等 を尊重するよ う配慮がなさ れている等、適 切な入所処遇 の確保がなさ れているか。	✓		
	2-2 必要な 規程の整備や 配置基準等に 基づく職員の 配置等、施設 の運営管理制 が確立されて いるか。	✓		
	2-3 労働時間 の短縮等労働 条件の改善や 職員の資質向 上のための研 修等の実施、 職員の確保及 び定着化に対 する積極的な 取組み等、必 要な職員の確 保や職員処遇 の充実が図ら れているか。	✓		
	3-1 社会福祉 法人会計基準 等に基づく財 産目録、貸借 対照表及び収 支計算書の公 開がおこなわ れているか。	✓		
	3-2 計算書類 の公開に当た っては、福祉 サービスの利 用者のみなら ず、一般に対 してもホーム ページ及び広 報誌等により 公開されている か。	✓		

監査項目	監査事項等	監査結果		内容
		はい	いいえ/該当なし	
Ⅷ Ⅵ-4決算5-1 措置費支弁対 象施設等(軽 費老人ホーム 含む)弾力運 用繰入条件詳 細	4(ア)-1 入所 者等に対して 苦情解決の仕 組みが周知さ れ、随時入所 者の苦情を受 付けているか。	✓		
	4(ア)-2 第三 者委員会を設 置し、定期的 に第三者委員 会を開催する など、迅速な 対応を行っている か。	✓		
	4(ア)-3 苦情 内容及び解決 結果の定期的 な公表など利 用者の保護を 行っているか。	✓		
	4(ア)-4 苦情 内容及び解決 結果の定期的 な公表は、福 祉サービスの 利用者に対す てもホームページ 及び広報誌等 により公開さ れているか。	✓		
	4(イ)-1 第三 者評価を受審 し、その結果 の公表を行い 、サービスの 向上に努めて いるか。	✓		
	4(イ)-2 第三 者評価の結果 が次年度の事 業計画に反映 されているか。	✓		